

令和6年度 障害福祉人材育成研修 一覧表

R6.4.1現在

資格	番号	研修区分	相談支援従事者（相談支援専門員）						サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者						強度行動障害支援者				受講対象者	
			初任者研修			現任研修			基礎研修		実践研修		更新研修	基礎研修		実践研修				
			講義 (前期)	演習 (中期・後期①・後期②)		講義 (前期)	演習 (前期・中期・後期)		講義	演習	講義	演習	演習	演習	講義	演習				
			2日間	5日間		1日間	3日間		1日間	2日間	1日間	2日間	2日間	2日間	1日間	2日間				
相談支援従事者 (相談支援専門員)	1	初任者研修 (中・後期) 5日間			●	●	●	●	●											・過去5年以内に相談支援従事者初任者研修（前期）を受講済みの者（※1）
	2	初任者研修 (前期・中・後期) 7日間	●	●	●	●	●	●	●											・新規受講者 ・現任研修未受講による資格失効者（※2）
	3	現任研修 4日間								●	●	●	●							・相談支援従事者初任者研修修了者（※3）
児童発達支援管理責任者・ サービス管理責任者	4	基礎研修 (相談前期+基礎) 5日間	●	●						●	●	●								・新規受講者
	5	基礎研修 (基礎のみ) 3日間								●	●	●								・過去5年以内に相談支援従事者初任者研修（前期）を受講済みの者（※1）
	6	実践研修 3日間											●	●	●					・相談支援従事者初任者研修（前期）及び基礎研修修了者 ・旧カリキュラム（H18～30年度）修了者で、R5年度までに更新研修を未受講の者（※4）
	7	更新研修 2日間														●	●			・旧カリキュラム（H18～30年度）修了者で、R5年度までに更新研修を1回以上修了している者 ・R3年度以降の実践研修修了者
強度行動障害支援者	8	基礎研修 2日間														●	●			・新規受講者
	9	実践研修 3日間																●	●	●

- ※1 相談支援従事者初任者研修（前期）は、研修受講年度の5年度前まで（令和元年度以降）が有効です。（平成30年度以前は無効）
- ※2 相談支援専門員は初任者研修修了年度から5年度ごとに現任研修の受講が必要となるため、平成30年度以前の修了者で現任研修未受講の場合は、資格を失効しています。
- ※3 令和元年度の初任者研修修了者は、令和6年度末までに現任研修を修了しないと資格失効となりますので受講漏れのないようにご注意ください。
- ※4 旧カリキュラム（平成18～30年度）修了者で、令和5年度末までに更新研修を受講していない場合、令和6年度以降サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の業務を行うことはできません。再度業務を行うためには、実践研修を受講してください。